

令和6年度
関川村一般廃棄物処理実施計画書

令和6年4月

I ごみ処理実施計画

1 本実施計画の位置付け

本実施計画は、平成 30 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、村内から発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて一般廃棄物の減量化及び適正処理のために必要な令和 6 年度の収集運搬、発生・排出抑制、適正処分等を定めるものです。

2 計画区域

関川村全域

3 発生・排出抑制及び啓発事業

事業名	事業内容
ごみ有料化の実施	可燃ごみ、不燃ごみについて、負担の公平性、ごみの発生抑制及びごみ処理事業費の確保等のため、指定袋及び処理券による有料収集を行います。 (大) 1 枚 40 円、(中) 1 枚 30 円、 (小) 1 枚 18 円、(中型ごみ用処理券) 1 枚 120 円
生ごみ処理容器等 購入費補助	家庭から排出される生ごみの減量、有効利用を促進するため、コンポスト、EMボカシ容器、電動生ごみ処理機の購入世帯に対し、購入費用の一部を補助します。
広報せきかわ等による広報	ごみの出し方やごみ減量化等について、広報せきかわ等を通じて周知します。

4 一般廃棄物の種類及び収集量の見込み

単位：トン／年

	種類		収集見込量※
1	可燃ごみ		1,292
2	不燃ごみ		48
3	粗大ごみ (ステーション収集はしない)		58
4	資源 ごみ	びん	52
5		ペットボトル	15
6		発泡スチロール	3
7		鉄くず類	3
8		缶	18
9		新聞	30
1 0		雑誌・チラシ等	38
1 1		紙パック	1
1 2		ダンボール	30
1 3		プラスチック製容器包装	20

※ この表における収集見込量は、次のものとなります。

- ・村が収集運搬する一般廃棄物
- ・村上市ごみ処理場に排出者自ら直接搬入する一般廃棄物
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、村上市ごみ処理場に搬入する一般廃棄物

5 収集する一般廃棄物の区分及び排出方法等

区分		排出方法	収集回数	収集運搬
可燃ごみ		村指定袋または処理券により、指定日の午前8時までに定められたごみステーションへ搬出	週 2 回	村（委託）
不燃ごみ			月 1 回	直接搬入
				許可業者
粗大ごみ		村上市ごみ処理場へ直接搬入し、重量に応じて処理料金を支払う	随時	直接搬入 許可業者
資源ごみ	びん	指定日の午前8時までに定められたごみステーション等に設置する指定コンテナへ搬出	月 1 回	村（委託）
	ペットボトル	指定日の午前8時までに定められたごみステーション等に設置する指定ネットへ搬出	月 2 回	
	発泡スチロール			
	鉄くず類	指定日の午前8時までに定められたごみステーション等へ搬出	月 0.5 回	
	缶	指定日の午前8時までに定められたごみステーション等に設置する指定コンテナへ搬出	月 1 回	
	新聞	種類別に紙ひもで十字に縛り、指定日の午前8時までに定められたごみステーション等へ搬出	月 1 回	
	雑誌・チラシ等			
	紙パック			
	ダンボール			
	プラスチック製容器包装	透明または半透明の袋に入れ、指定日の午前8時までに定められたごみステーション等へ搬出	月 2 回	

6 適正処理計画

(1) 中間処理

①廃棄物の処理方法

種類	処理主体	処理方法	備考
可燃ごみ	村上市（委託）	焼却処理	
不燃ごみ		資源化处理	
粗大ごみ		焼却処理、資源化处理	
びん	村（委託）	資源化处理	委託業者により リサイクル
ペットボトル			
発泡スチロール			
鉄くず類			
缶			
新聞			
雑誌・チラシ等			
紙パック			
ダンボール			
プラスチック製容器 包装			選別、圧縮梱包 し、日本容器包装 リサイクル協会へ 引渡

(2) 資源ごみの処理および委託先

①びん、ペットボトル、発泡スチロール、鉄くず類、缶、紙類

住所：新潟県村上市坂町 1761 番地 11

氏名：株式会社公衛社

②プラスチック製容器包装（容器包装リサイクル法第2条第6項及び同法施行規則第2条の規定による保管施設（環境大臣指定場所））

住所：新潟県村上市坪根 339 番地 21

氏名：ピーズテクノ株式会社

7 処理施設の概要（村上市）

（１）可燃ごみ等の処理施設

施設名	村上市ごみ処理場（エコパーク村上）
所在地	村上市檜原 1147 番地
稼働年月	平成 27 年 3 月
（焼却処理施設）	
処理形式（焼却炉）	ストーカ式
処理能力	94 t / 日
（破碎処理施設）	
処理形式（破碎機）	二軸せん断破碎機、高速回転破碎機
処理能力	10 t / 日（5 時間稼働）

8 最終処分場の概要（村上市）

（１）最終処分場

施設名①	荒沢最終処分場
所在地	村上市荒沢 1 4 2
埋立地面積	1 1, 8 9 0 m ²
埋立地容量	8 2, 5 2 2 m ³
埋立開始年月日	平成 1 1 年 6 月 1 日
埋立終了予定年月日	令和 1 7 年 3 月 3 1 日
污水处理施設の概要	接触バッキ（＋）重金属除去 6 5 m ³ /日

施設名②	荒川郷最終処分場
所在地	村上市貝附 9 0 6
埋立地面積	3, 5 0 0 m ²
埋立地容量	1 7, 1 9 6 m ³
埋立開始年月日	平成 7 年 4 月 1 日
埋立終了年月日	令和 5 年 7 月 3 1 日
污水处理施設の概要	接触酸化、脱窒素、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着 1 6 m ³ /日

9 一般廃棄物収集運搬許可業者

(1) 収集運搬 委託・許可業者 (ごみ)

N o .	事業所名	住所	委託業者	許可業者 許可の条件
1	(株)公衛社	村上市坂町 1761 番地 11	村内全域	村内全域
2	(株)日本建機	村上市佐々木 868 番地 1	-	関川村地内河川の木くず に限る
3	(有)山北衛生社	村上市下大蔵 102 番地 6	-	村上市で収集した一般廃 棄物のうち、家電に限る (株)公衛社リサイクルセン ターにおける積み下ろし に限る
4	(有)北部衛生社	村上市七湊 1817 番地	-	村上市で収集した一般廃 棄物のうち、家電等に限 る (株)公衛社リサイクルセン ターにおける積み下ろし に限る
5	クリーンセン ター(株)	胎内市東本町 5 番 45 号	-	鷹の巣発電所から出る木 くずに限る
6	(株)加藤組	村上市久保多町 7 番 3 号	-	荒川水力電気(株)岩船ダム から出る木くずに限る

10 一般廃棄物処理手数料

(1) 一般廃棄物処理手数料 (ごみ)

①指定袋及び処理券

廃棄物の種類	区分		手数料の額
可燃ごみ 不燃ごみ	ごみ指定袋	大 (80 cm×65 cm)	1 枚につき 40 円
		中 (70 cm×50 cm)	1 枚につき 30 円
		小 (60 cm×35 cm)	1 枚につき 18 円
中型ごみ	処理券 (シール) 大きさ : 80 cm×50 cm×40 cm以内 重さ : 15 kg以内		1 枚につき 120 円

②村上市ごみ処理場での手数料

区分	処理区分	処理手数料
一般廃棄物	一般廃棄物（法第2条第2項で定めるもので、し尿及び浄化槽汚泥を除く。）	1回の搬入量が10kgを超えない場合は1回につき 60円
		1回の搬入量が10kgを超えるときは、10kgを超える10kgごとに60円を加算した額
	テレビ	1台につき 3,200円
	冷蔵庫	1台につき 5,000円
	電気冷凍庫	1台につき 6,000円
	洗濯機	1台につき 2,500円
	衣類乾燥機	1台につき 2,500円
	エアコン	1台につき 4,000円
産業廃棄物	産業廃棄物（感染性医療廃棄物を除く。）※村上市ごみ処理施設条例第4条により一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量で指定されたもの。	1回の搬入量が10kgを超えない場合は1回につき 120円
		1回の搬入量が10kgを超えるときは、10kgを超える10kgごとに120円を加算した額
	感染性医療廃棄物	1箱につき 1,000円

Ⅱ 生活排水処理実施計画

1 計画区域

関川村全域

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 収集運搬

区分	収集運搬	収集量／年	収集体制	搬入先
し尿	許可業者	423 k l	随時	村上市し尿処理場
浄化槽汚泥	許可業者	912 k l	浄化槽清掃実施時	村上市し尿処理場
収集量合計		1,335 k l		

(2) 中間処理・最終処分

区分	中間処理		最終処分	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿 浄化槽汚泥	村上市 (委託)	処理水：河川 放流 (三面川)	村上市 (委託)	村上市ごみ処理場で脱水汚泥の焼却、焼却灰の資源化

3 処理施設の概要（村上市）

(1) 処理施設

施設名	村上市し尿処理場（アクアセンター）
所在地	村上市下渡 1 8 4－5 8
稼働年月	平成 1 8 年 8 月
処理形式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
処理能力	8 8 kl／日 (し尿 2 4 kl／日 浄化槽汚泥 6 4 kl／日)

4 一般廃棄物収集運搬許可業者

(1) 収集運搬許可業者（し尿及び浄化槽汚泥）

No.	事業所名	住所	許可条件等
1	(株)公衛社	村上市坂町 1761 番地 11	村内全域

本実施計画に記載のない事項については、一般廃棄物の処理に関する関係法令等を遵守します。